（金融機関の合併及び転換に関する法律の一部改正）

第十九条　金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。

第五十一条の二第一項の表第二号、第四号、第六号、第八号及び第十号、第二項第五号並びに第三項第五号中「第六条の五第一項」を「第六条の四の二第一項」に改める。

第五十一条の三第二項中「第八十九条第七項」を「第八十九条第九項」に、「第六条の五第一項」を「第六条の四の二第一項」に改め、同条第三項第一号中「第八十九条第七項」を「第八十九条第九項」に改める。

（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律の一部改正）

第二十条　農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）の一部を次のように改正する。

附則第三十三条第一項中「並びに」を「、第七章の五並びに」に、「第六項」を「第七項」に改める。

（金融サービスの提供に関する法律の一部改正）

第二十一条　金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第六号ハ中「第二条第五項」を「第二条第十四項」に改める。

第十五条第一号ホ並びに第二号ニ(5)及びホ(5)中「第六条の五第一項」を「第六条の四の二第一項」に改める。

第十八条第一項中「第二条第十七項」を「第二条第二十一項」に改め、同項第一号ロ(5)中「第八十九条第七項」を「第八十九条第九項」に改め、同号ハ(9)中「この法律」の下に「、銀行法」を加え、「(8)まで」を「(9)まで」に改め、同号ハ(9)を同号ハ⑽とし、同号ハ(8)を同号ハ(9)とし、同号ハ(2)から(7)までを同号ハ(3)から(8)までとし、同号ハ(1)の次に次のように加える。

(2)　銀行法第五十二条の六十の二十三第二項の規定による電子決済等代行業の廃止の命令

第十八条第一項第二号ロ(2)中「(9)まで」を「⑽まで」に改め、同条第二項中「第二条第十八項」を「第二条第二十二項」に、「第五十三条第五項」を「第五十三条第六項」に、「第十四号及び第十六号から第十八号まで」を「第二十一号及び第二十三号から第二十五号まで」に改める。

（農林中央金庫法の一部改正）

第二十二条　農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

第九十五条の四第一項中「第五十二条の六十一」を「第五十二条の六十の二」に改める。

第九十五条の五の九第一項中「第二条第十八項」を「第二条第二十二項」に改め、同条第六項中「第五十三条第五項」を「第五十三条第六項」に、「第十四号及び第十六号から第十八号まで」を「第二十一号及び第二十三号から第二十五号まで」に改める。

第九十五条の五の十第一項中「第七章の五」を「第七章の六」に、「第五十三条第五項」を「第五十三条第六項」に改め、同条第十三条第六項」に、「第十三号から第十八号まで」を「第二十号から第二十五号まで」に改め、同条第二項中「(7)又は(9)に」と、同号ニ(9)中「」を「(8)又は⑽に」と、同号ニ⑽中「」に、「」とあるのは「農林中央金庫法」と、「(1)から(8)までの」とあるのは「(7)を「に相当する」とあるのは「に相当する」と、「(1)から(9)までの」とあるのは「(8)に、(9)まで」とあるのは「前号ニ(7)又は(9)を「⑽まで」とあるのは「前号ニ(8)又は⑽に、「第二条第十七項各号」を「第二条第二十一項各号」に、「第五十三条第五項」を「第五十三条第六項」に、「第五十六条第十三号及び第十五号」を「第五十六条第二十号及び第二十二号」に、「同条第十六号及び第十七号」を「同条第二十三号及び第二十四号」に改める。

第九十五条の八第一項中「第七章の六」を「第七章の七」に、「第十九号」を「第二十六号」に改め、同条第二項中「加入銀行」を「加入銀行業関係業者」に、「銀行業務関連紛争」を「銀行業務等関連紛争」に、「銀行業務関連苦情」を「銀行業務等関連苦情」に、「同項第二号中「紛争解決等業務」を「次に」とあるのは「第二号から第四号までに」と、同項第三号中「紛争解決等業務」に、「である銀行業関係業者」に、「銀行」を「銀行業関係業者」に、「銀行業務」を「紛争解決等業務の種別が銀行業務である場合にあつては銀行業務、紛争解決等業務の種別が電子決済等取扱業務である場合にあつては電子決済等取扱業務」に、「第五十六条第十九号」を「第五十六条第二十六号」に改める。

第百条第一項第十九号の二中「第五十三条第五項」を「第五十三条第六項」に改める。

（信託業法の一部改正）

第二十三条　信託業法（平成十六年法律第百五十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項第六号中「を営む」を「又は電子決済手段関連業務（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第二十七項に規定する特定信託会社であつて、同法第三十七条の二第三項の届出をしたものが同法第六十二条の八第三項の届出をして営む同法第二条第十一項に規定する電子決済手段関連業務（同条第九項に規定する特定信託受益権に係るものに限る。）をいう。第二十一条第一項及び第九十三条第三号において同じ。）を営む」に改める。

第二十一条第一項中「及び」を「、電子決済手段関連業務及び」に改める。

第五十二条第三項の表第二十一条第一項の項中「、信託契約代理業、信託受益権売買等業務」を「、信託契約代理業、信託受益権売買等業務、電子決済手段関連業務」に改める。

第九十三条第三号中「及び」を「、電子決済手段関連業務及び」に改める。

（会社法の一部改正）

第二十四条　会社法（平成十七年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。

第九百四十三条第一号中「第四十九条の二第二項」の下に「及び第五十二条の六十の三十六第七項（協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第六条の五第一項及び信用金庫法第八十九条第七項において準用する場合を含む。）」を、「第六十一条第七項」の下に「、第六十二条の二十五第七項」を加える。

（株式会社商工組合中央金庫法の一部改正）

第二十五条　株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）の一部を次のように改正する。

第六十条の二十三第三項中「第二条第十九項」を「第二条第二十三項」に改める。

第六十条の三十二第一項中「第二条第十八項」を「第二条第二十二項」に改める。

（民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律の一部改正）

第二十六条　民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成二十八年法律第百一号）の一部を次のように改正する。

第四十二条中「第五十八条の三第二項」を「第五十八条の三第三項」に改める。

（経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律の一部改正）

第二十七条　経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律の一部を次のように改正する。

第五十条第一項第十三号ホ中「第二条第十項」を「第二条第二十項」に改める。

（金融庁設置法の一部改正）

第二十八条　金融庁設置法（平成十年法律第百三十号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号中「キまで」を「シまで」に改め、同項第三号キを同号シとし、同号テから同号サまでを同号ユから同号ミまでとし、同号エを同号サとし、その次に次のように加える。

キ　為替取引分析業を行う者

第四条第一項第三号コを同号テとし、その次に次のように加える。

ア　電子決済手段等取引業を行う者

第四条第一項第三号フを同号エとし、同号ホから同号ケまでを同号トから同号コまでとし、同号ニの次に次のように加える。

ホ　電子決済等取扱業、信用金庫電子決済等取扱業又は信用協同組合電子決済等取扱業を行う者

ヘ　認定電子決済等取扱事業者協会、認定信用金庫電子決済等取扱事業者協会又は認定信用協同組合電子決済等取扱事業者協会